

上松町集中改革プラン

上 松 町

目 次

はじめに	1
1 事務事業の再編・整理、廃止・統合	2
2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	3
3 定員管理・給与の適正化関係	5
4 第三セクターの見直し関係	6
5 経費節減等の財政効果関係	8
6 地方公営企業関係	10

はじめに

上松町は、平成14年度から進めてきた木曽郡内の町村合併について、住民意向調査結果により、「自立」を選択しました。少子高齢化と地場産業・中心商店街の衰退等地域経済の疲弊は止まるところを知りません。

更に、平成17年10月に実施された「国勢調査」速報値によれば、平成12年度と比べ、609人(9.6%)と大幅な人口減少は、最大の歳入財源である地方交付税の大幅な減少が予想され、加えて三位一体の改革による、自主財源確保等については見通しが立ちにくく、極めて厳しい財政運営をせざるを得ない状況にあります。

町として、最小の費用で多岐に渡る住民福祉諸施策を実施するため、組織、定員管理、適正給与等、行政経費の見直しを行い経費節減に努めます。

「協働のまちづくり」を目指し、まちづくり協議会、行政改革推進協議会、議会自立促進特別委員会等の提言を網羅し、即効性のある自立を目指すプランの一端として策定するものです。

《事務事業の再編・整理、廃止・統合》

1．事務事業の再編整理等の目標

(1) 組織・機構の見直し

- ・平成17年度に、町長部局を4課1室ならびに教育委員会、議会事務局とした。
- ・平成17年度より収入役を置かないこととし、その職は助役が兼掌する。
- ・平成17年度より非常勤特別職の内、「総合開発審議会」「民俗資料館運営委員」「公民館運営審議会」を廃止し、「消防委員会」は防災計画と調整しその機能を残し、「農業委員会委員」は12名に削減した。
- ・平成17年度より、消防団員定員を230人とした。

(2) 事務事業の見直し

- ・平成17年度課税分より、固定資産税課税を100分の1.6に改定した。
- ・平成17年度より、「教育施設基金」「奨学基金」の積立額について一部改正をすると共に「ひのきの里まちづくり基金」の利用について検討する。
- ・平成17年度より、公共施設使用料の改定をした。
- ・平成17年度より、住民票交付手数料、諸証明手数料を改定した。
- ・平成17年度より、保育料を改定した。
- ・平成17年度より、福祉事業の内、「敬老祝金」「介護慰労金」「要介護支援費」を廃止し、「福祉医療給付金」を縮小した。
- ・平成18年度より、町単独諸事業の見直しを行う。
- ・平成19年度を目途に、上松町森林組合補助金のあり方について検討する。
- ・平成21年度を目途に、上松町商工会育成補助金のあり方について検討する。

2．事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

(1) 当該スキームの内容、基本的考え方

全ての事務事業について、住民にわかり易い指標を用いて評価する。評価の過程では、議会、住民、有識者を入れた第三者機関の意見を反映する。

評価結果に基づき、事務事業の継続、廃止、拡充、縮小については、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化を進める。

実施にあたっては、上松町行政改革推進委員会において調整を行い、課長会議、庁内調整会議等で意志決定を行う。

(2) 行政評価を活用する仕組みの導入の有無

町の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することにより、町政運営における行政資源の効果的な配分を図

ると共に評価結果を公表することにより行政の透明性の向上を図り、町民参加の町政を推進する。

(3) 外部の意見を取り入れる仕組みの導入の有無

- ・上松町議会自立推進特別委員会の開催。
- ・上松町行政改革推進委員会の開催。
- ・上松町まちづくり協議会の開催。
- ・地区懇談会の開催。
- ・ホームページ等での意見聴取。

(4) スキームの公表(予定含む)の有無、公表方法

- ・毎年度末の状況について、広報、ホームページ等で公表。

《民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)》

1. 公の施設についての取組目標

(1) 16年度末時点における状況

レクリエーション・スポーツ施設

- ・指定管理者制度導入済み施設数 0
- ・管理委託実施済み施設数 1
- ・全部直営施設数 7

産業振興施設

- ・指定管理者制度導入済み施設数 0
- ・管理委託実施済み施設数 4
- ・全部直営施設数 2

基盤施設

- ・指定管理者制度導入済み施設数 0
- ・管理委託実施済み施設数 8
- ・全部直営施設数 7

文教施設

- ・指定管理者制度導入済み施設数 0
- ・管理委託実施済み施設数 0
- ・全部直営施設数 2

医療・社会福祉施設

- ・指定管理者制度導入済み施設数 0
- ・管理委託済み施設数 4
- ・全部直営施設 5

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

指定管理者制度の導入

- ・平成18年度までに、「ねざめホテル」の制度導入を検討。
- ・平成18年度までに、「デイサービス」の制度導入を検討。
- ・平成21年度までに、「交流販売施設よろまいか」の制度導入を検討。

業務委託

- ・平成21年度までに、「B & G海洋センター」の管理のあり方を検討。

2. その他の事務についての取組目標

(1) 16年度末時点の委託状況

事務・事業	全部直営	一部委託	全部委託
本庁舎清掃			
本庁舎夜間警備			
案内・受付			
電話交換			
公用車運転			
一般ごみ収集			
学校給食			
学校用務員事業			
水道メーター検針			
道路維持・修繕			
ホームヘルパー派遣			
在宅配食サービス			
情報処理・庁内情報システム維持			
ホームページ作成・運用			
調査・集計			
総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）			

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ・平成18年度から、一般ごみ収集運搬について全部委託。
- ・平成18年度から、学校給食の調理運搬について全部委託。
- ・平成21年度までに、道路維持補修の一部委託について検討。

《定員管理・給与の適正化関係》

< 1 > 定員管理の適正化関係

1. 平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標

(1) 数値目標の基本的考え方

本町は、過疎と少子高齢化が著しく進み、狭隘な谷沿いに集落が点在しており行政効率が高く、住民一人当りの職員数は郡内町村と比較しても多い。類似団体比較及び平成17年度「地方公共団体定員管理調査」結果と比較しても多く、計画的な削減を目指す。併せて、臨時職員の見直しを図り適正な水準にする。

(2) 数値目標の設定の仕方

平成17年度「地方公共団体定員管理調査」に依れば、一般行政部門の定員モデル適正值「73人」に対し、同実人員は「77人」で「4人」、5.2%過剰となっているので5.2%以下とする。

(3) 採用者・退職者の見込み

採用者	2名
退職者	8名

2. 平成11年4月1日～平成16年4月1日までの純減実績

(1) 過去の純減実績の内容

採用者	20名
退職者	33名

3. 定員適正化計画の見直し状況

(1) 見直しの経過、内容等

平成15年度に、宿泊施設「ねざめホテル」の営業を第三セクターに移管。

平成16年度に、「上松町第2次行政改革大綱」を策定し、住民福祉の向上と地域の活性化を図る中で、行政規模の縮小を進める。

勸奨退職制度、希望退職制度等を活用し定員の適正化を図る。

< 2 > 給与の適正化関係

国の基準に基づくと共に、考査措置を導入し業務実態を反映させる。又、地域の実情も踏まえ適正水準の運営を目指す。

1. 高齢層職員昇給停止

平成19年までの経過措置はあるが、集中改革プランへの位置付けなし。

2. 不適正な昇給運用の是正

していない。

3. 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直ししていない。
4. 退職手当の支給率の見直し
総合事務組合に加入し適正に運営している。
5. 諸手当の総点検の実施
 - (1) 特殊勤務手当等の適正化
・平成17年度に、給食運搬作業手当、清掃業務手当を廃止。
 - (2) その他の手当の適正化
・超過勤務手当の抑制
6. 技能職務者の給与の見直し
平成18年度より、単純労務職を廃止する。
7. その他
平成18年度より、国の基準どおりとする。

< 3 > 定員・給与の公表

1. 17年度の公表状況
 - (1) インターネットHPへの掲載の有無
・町のホームページに掲載
 - (2) 国の公表様式への準拠
・総務省による「地方公共団体における職員給与等の公表」様式による。
 - (3) その他の媒体による公表の状況
・町の広報紙「広報あげまつ」2月号に掲載。
2. 今後の計画等
・毎年時期を定めて、計画と現状が比較しやすい内容でHP及び広報で公表する。

《第三セクターの見直し関係》

【既存法人の見直し】

1. 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定
 - (1) 16年度末時点における第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定状況。
・平成16年4月より、町営「ねざめホテル」を第三セクターに移行した。
2. 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定
 - (1) 16年度末時点における第三セクターの法人数
・1法人

- (2) 17年度～21年度までの5年間の見直しの実施予定
- ・平成18年度に、指定管理者制度を導入する。
 - ・平成21年度までに、法人格を有限会社から株式会社に変更すると共に、町の出資比率を25%以下にする。

【監査・点検評価・情報公開の体制等】

1. 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

(1) 16年度末時点における状況

- ・関与法人の法人数 1法人
 - うち外部監査体制のある法人数 0法人
 - うち委員会等による定期的な点数評価がなされている法人数 0法人

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ・平成21年度までに、外部の有識者等により構成する委員会により、毎年1回以上点検評価を行う。

2. 情報公開実施状況及び取組目標

(1) 16年度末時点における状況

- ・関与法人のうち、地方公共団体が財務諸表の概要、財政支援の状況・必要性・今後の見通し及び点検評価の結果の区分毎に、情報公開を行っている法人数 1法人

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ・平成21年度までに、該当法人の財務諸表の概要、財政支援の状況、今後の見通しについて、HP等で公開する。

【第三セクターの役職員と給与の見直し】

1. 役職員の削減計画

- (1) 16年度末における役職員数 5名
- | | |
|-------------|---------|
| 内 役場関係 | 町長が役員兼務 |
| 法人関係 | 4名 |
| 役職員の削減計画の有無 | 無 |

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ・経営状況を勘案し適正な人員配置を図る。

2. 今後の給与の見直し計画

(1) 16年度末時点における第三セクターの給与の見直しに関する計画の策定状況及び予定

- ・経営状況を勘案しながら、運営法人の役員会で、近隣の状況にも配慮し

決定。

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

・平成21年までに、民間法人としての経営計画に基づき、営業の範囲以内で毎年見直しを行う。

《経費節減等の財政効果関係》

【経費節減等の財政効果】

1. 平成16年度までの実績

(歳入関係)

(1) 超過課税の実施

固定資産税・法人税の超過課税(H11年度～16年度) 126,330千円

(2) 税の徴収対策

財産等差し押さえ(H15～16年度) 406千円

(3) 未利用財産の売り払い等

町有地の売却(H16年度) 275,469千円

(歳出関係)

(1) 人件費削減

職員削減

・退職者の不補充(4名分) 32,000千円

給与等削減

・職員の時間外手当削減(H15、16) 2,728千円

・議員報酬3%カット(H15) 1,892千円

・臨時職員の賃金カット(H15～H16年度) 27,098千円

その他

・職員福利厚生補助カット(H16年度) 1,200千円

・需要費のカット(H15～16年度) 16,004千円

2. 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標及び施策の内容について

(歳入関係)

(1) 超過課税の実施

・平成17年度に、固定資産税率を15/1000から16/1000に上げる。
22,200千円

(2) 税の徴収対策

・平成17年度に、滞納者に対する行政サービスの一部を停止する「上松町町税の滞納に対する制限措置に関する条例」を定めた。

・平成17年度に、役場内に「町税等徴収対策班」を設置し、臨戸徴収を実施。財産等の差し押さえの実施を行う。

(3) 使用料手数料の見直し

・平成17年度に、保育料、公共施設使用料、住民票関係交付手数料、諸証明手数料等を、増額改正した。 5,376 千円

(4) 未利用財産の売り払い等

・町有財産の見直しを行い、未利用地等を積極的に売却する。 20,000 千円

(5) その他

・平成17年度に、福祉諸施策の内、町単独事業を見直し一部を廃止した。 7,270 千円

(歳出関係)

(1) 人件費削減

職員削減

・平成17年度に、収入役を置かない条例により減。 11,600 千円
・平成21年までに、職員6名削減する。 36,000 千円
・平成19年度に、議会議員4名削減する。 8,200 千円

給与費等削減

・平成17年度に、常勤特別職給料減額。 4,500 千円
" " 手当減額。 1,500 千円
・平成17年度に、職員給料減額。 14,800 千円
・平成17年度に、職員手当減額。 3,700 千円
・平成17年度に、議員報酬減減。 7,656 千円
・平成17年度に、非常勤特別職報酬削減。 1,070 千円

(2) 組織の統廃合

・平成20年度に、「上松保育園」と「ねざめ保育園」を統合する。 10,000 千円

(3) 民間委託による事務事業削減

・平成18年度に、一般可燃物・リサイクル収集運搬業務を民間委託する。 5,000 千円
・平成18年度に、学校給食業務の調理運搬を民間委託する。 3,000 千円

(4) 施設等維持費の見直し

- ・施設の実情を見直し、整理統合した中で複合的な施設運営を図る。

(5) 補助金等の整理合理化

- ・平成 21 年度までに、上松町森林組合補助金のあり方について検討する。
- ・平成 21 年度までに、上松町商工会育成補助金のあり方についてする。

(6) 投資的経費の見直し

- ・事業効率を精査し、優先度の高い事業のみ計画的に実施する。

(7) 内部管理経費の見直し

- ・平成 18 年度から、事務消耗品費・土地借地料・自動車及び建物保険事務等の事務を一本化し、事務効率と支出抑制を図る。

《地方公営企業関係》

【経営改革の推進】

(事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進)

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

- ・メーター検針事業及び集金業務の一部を民間に委託。
- ・給与・予算・決算事務の民間に委託。
- ・配水施設等の状況を、1ヶ所で監視。
- ・下水道事業工事に併せ、老朽化した配水管を更新することにより有収率の向上を図る。

(2) 平成 17 年度～平成 21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

- ・平成 18 年度に、浄水場の老朽化による「上松簡易水道」建設計画を立案し、平成 19 年度から事業着手する。これに伴い「上松簡易水道」「倉本簡易水道」「西中簡易」外飲料水供給施設等の管理運営を平成 24 年度から実施する。
- ・平成 19 年度までに、「荻原簡易水道」を廃止し「倉本簡易水道」に統合する。
- ・平成 24 年度までに、メーター検針の完全民営化を実施する。

【定員管理・給与の適正化】

(1) 定員管理の適正化

平成 11 年 4 月 1 日～平成 16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

- ・過去5年間の純減数 0人
- ・過去5年間の削減率 0%

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標、
目標の具体的な内容

平成24年度までは、現状維持。

【経費節減等の財政効果】

(経営改革の推進、定員管理・給与の適正化)

(1)平成16年度末時点におけるこれまでの実績

収入関係

- ・水道料未納者に対する給水停止措置による未収金の縮減。
- ・水道料金の改定実施。

支出関係

- ・メーター類、配水管各種部材の在庫管理の徹底。
- ・事務事業の一部を民間委託化。
- ・経常経費の削減。

(2)平成17年度～平成21年度までの5年間の経費節減等の目標

収入関係

- ・平成19年度に水道料金の見直し。
- ・水道料未納者に対する給水停止措置による未収金の解消。
- ・水道施設跡地の売却。

支出関係

- ・平成17年度より、職員給与費5%削減。
- ・老朽化した配水管取替えにより有水率向上を図る。
- ・経常経費の削減。